

令和7年度 滋賀県保育補助者雇上費貸付事業募集要項

滋賀県では、保育士の負担軽減および勤務環境改善を図るために、保育補助者の雇上げを行う保育事業者に対し、保育補助者の雇上げに必要な費用の貸付を行います。貸付は無利子です。また、保育補助者が指定期間内に保育士資格を取得した場合、貸付金の返還が免除となります。

1. 貸付対象者

次の要件のいずれかを満たすこととします。

- ① 滋賀県内に所在し、新たに保育補助者の雇上げを行う以下の施設または事業者
 - ア 児童福祉法第7条に規定する保育所および幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営する場合を除く。）
 - イ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う者
 - ウ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う者
 - エ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業を行う者
- ② 保育士の業務負担軽減を図る取り組みを行っている上記①のア～エの施設または事業者

2. 申請要件

次の要件をすべて満たすこととします。

- ① 保育補助者が週20時間以上勤務していること。
- ② 当該保育補助者が貸付期間中に保育士資格の取得を目指すことが誓約書等の書類により確認できること。
- ③ 保育補助者は、保育に関する40時間以上の実習を受けた者、またはこれと同等の知識および技能があると滋賀県社会福祉協議会会長が認めたものであること。
※「保育に関する40時間以上の実習」とは、「「保育補助者雇上費貸付事業」及び「保育補助者保育補助者雇上強化事業」の保育補助者について」（平成30年9月13日付厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）によるものとします。
- ④ 貸付申請時において、保育補助者を新たに配置することによりどのように保育士の勤務環境が改善されるかについて、具体的な計画書を提出すること。
※連帯保証人が1名必要です。
- ⑤ 市町等が実施する同じ目的の補助金等を受けていないこと。

3. 貸付額

年額2,953,000円以内とします。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設または事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額5,168,000円以内とすることができます。

4. 貸付期間

保育補助者が保育補助者雇上費の貸付を受けた県内の施設、事業所に勤務する期間。
（ただし、3年間が限度です。）

保育補助者が、保育士資格試験に合格した日の属する月の翌月から3か月後の末日をもって、貸付の終期とします。

5. 貸付利子

無利子（ただし、返還が延滞した場合は年3%の延滞利子がつきます。）

6. 連帯保証人

次の要件をすべて満たしていることとします。

- ① 連帯保証人は1名必要です。（収入等を確認できる書類が必要です。）
- ② 連帯保証人は法人代表者、もしくは滋賀県内に在住する成人した者で、法人理事等、法人関係者であることとします。かつ、独立の生計を営み、連帯責任を負うにたる収入または資産を有する者であることとします。

7. 返還免除

保育補助者雇上費の貸付を受けた滋賀県内の保育所および幼保連携型認定こども園等において、保育補助者が（週20時間以上）保育の補助等の業務に従事し、かつ、貸付を受ける期間中または貸付終了後1年の間に保育士試験に合格し、保育士登録を行ったとき返還免除とします。

8. 返還

保育補助者が業務をしなくなったとき、または施設・事業者が保育補助者を従事させる意思がなくなったとき直ちに返還となります。

9. 募集人数

予算の範囲内

10. 申請に必要な書類

<申込事業者>

- ① 保育補助者雇上費貸付申請書【様式第1号】
- ② 同意書（借受人、連帯保証人予定者、保育補助者各々の自署・捺印 代筆不可）
- ③ 勤務環境改善計画書【様式第30号】
- ④ 保育補助者の雇用計画書兼誓約書【様式第31号】
- ⑤ 保育補助者雇用契約書の写し
- ⑥ 法人の履歴事項全部証明書（登記簿謄本）の原本（発行後3か月以内のもの）

<保育補助者>

- ① 保育補助者の雇用計画書兼誓約書【様式第31号】（再掲）
- ② 「保育補助者実習等修了証明書」【様式第32号】もしくは保育士試験受験票の写し
- ③ 住民票の原本（発行後3か月以内、マイナンバーの記載がないもの）

<連帯保証人>

- ① 住民票の原本（発行後3か月以内、マイナンバーの記載のないもの）
- ② 令和6年の収入を証明する書類（源泉徴収票の写し、確定申告書（第一表、第二表）の写し（税務署の受付印もしくはe-TAXによる申告の場合は送信済受付番号があるものに限る）、課税証明書の原本など）
※課税証明書を提出される場合は、令和7年度（令和6年分）のものに限ります。

- ◆ 滋賀県社会福祉協議会会長が必要とする書類（申請書類をご提出いただいたのち、必要に応じて本会よりその他の書類の提出を求める場合があります。）

11. 申請期間

保育補助者を採用した日の属する月を含めた6か月後の末日まで

12. 申請方法

下記 14. の問合せ先住所へ上記 10 申請書類一式を郵送提出してください。
郵便不着等による郵便事故発生の際は、弊会では責任を負いかねますので、特定記
録郵便や簡易書留等、郵便物が追跡可能な方法でのご郵送を推奨致します。

13. その他

- ① 審査のうえ、貸付の可否を決定するものとします。
- ② 制度の詳細は、ホームページに掲載しています。

14. 問合せ先

〒525-0072 滋賀県草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会
保育士修学資金担当
TEL : 077-567-3958 FAX : 077-566-3611